令和4年度第1回北茨城市総合教育会議(会議録)

※ 本会議録は、読みやすくするため、文意を損なわない範囲で重複表現や 言い回しなどを、一部整理しておりますのでご了承ください。

日時	令和5年1月19日(木) 午後	1時3	3 0 5	うかり	5午後3時3	0分まで
場所	庁議室					
						(敬省略)
構成員	北茨城市長	豊	田		稔	
	教育長	豊	田	健	司	
	教育長職務代理者	鈴	木	君	伊	
	教育委員	渡	邊	昭	告	
	教育委員	滝			修	
	教育委員	鈴	木	千原	美	
関係者	教育部長	松	本	幹	夫	
	教育総務課長	樫	· 村	聖	-	
	学校教育課長][[和	雅	人	
	生涯学習課長	石	井		恵	
	学校給食センター所長	手	塚	美	枝	
	図書館長	宇	梶	裕	子	
事務局	教育総務課長補佐兼総務学務係長	中	野	美名		

資料 北茨城市総合教育会議 次第

資料1 部活動の地域移行について

資料2 学校の2学期制について

資料3 学校給食の無償化について

資料4 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」について(答申)

参考 北茨城市総合教育会議設置要綱

次 第 1 開 会

- 2 挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 部活動の地域移行について
 - (2) 学校の2学期制について
 - (3) 学校給食の無償化について
- 4 報告
 - (1) 学校給食における食物アレルギー対応食の提供について
- 5 閉 会

1 開会 午後1時30分

事務局 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和4年度第1回北茨城市総合教育会議を開会いたします。

2 挨拶

事務局はじめに、豊田稔市長の御挨拶をお願いいたします。

豊田市長

教育委員会の皆様には大変お忙しい中、令和4年度第1回北茨城市総合教育会議に御出席いただき、心より感謝を申し上げます。この総合教育会議の目的は御承知のとおりであります。会議をし、それに向かって進んでいくものだろうと理解しております。また、コロナ問題では先生方始め児童生徒の方々には大変御迷惑をおかけしました。もう3年ということで、この3年は何をしたのだろう。コロナで始まりコロナで終わり、また新たなコロナが発生しそうだということで非常に懸念をしております。特に学校関係のコロナの問題には皆様方が非常に御努力いただきまして大きな問題が発生することなく進んでおりますことにも感謝を申し上げたいと思います。

本日の会議ですが、協議事項が3件、報告が1件です。皆様の忌たんのない御意見を頂戴し、1年間の推移をぜひとも御理解いただきますようお願い申し上げまして私からの御挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

次に、教育長と各教育委員の皆様から一言ずつ、御挨拶をお願いいたします。

(教育長・各教育委員挨拶)

3 協議事項(1)

事務局

それではこれから協議事項に入ります。北茨城市総合教育会議設置要綱第2条の規程に基づき、豊田市長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

議長__市長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。協議事項(1)部活動の地域移行について、事務局から説明をお願いします。

説明の前に、文部科学省と県がどのように示しているのかを教えてください。

学校教育課長

文部科学省に関しましては、12月16日にマスコミ報道があったかと思いますが、部活動の地域移行に関して様々な懸念があって、それを踏まえると、令和5年度は当初の予定では立ち行かないのではないかということでした。そのため、令和5年度は調査、研究の期間に充てて、移行期間をそのあと決めるという報道がありました。その翌日17日には、文部科学大臣がそのことについてコメントを発表しました。文部科学大臣のお話では、マスコミでそういった報道はありましたが、当初の予定どおり進めて参りますとのことで、前日の内容を打ち消すような報道がありました。ただ、文部科学大臣がおっしゃった内容としましては、令和5年度から令和7年度末の3か年を移行の「集中期間」と今まで定めていたところを「推進期間」とし、令和7年度末までに移行が完了されなくても地域事情で認めるということです。

その後12月27日に、スポーツ庁と文化庁から、部活動及び新たな地 域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが出されました。 内容については大きく四つあります。一つは学校部活動についてです。主 なものとしましては、部活動指導員や外部指導者の確保に努めるというこ とです。それから、週あたりの休養日として、平日1日と休日1日を設定 するということが示されました。また、県からも「部活動の運営方針(改 訂版)」が出され、休養日の厳格化、つまり、平日1日、休日は土曜日、日 曜日のどちらか1日、7日間の中で2日は休まなくてはいけない、それ以 上活動した場合には必ず振替を行わなければならないといったことが厳 格化されました。二つ目は新たな地域クラブ活動についてです。内容とし ましては、都道府県による人材バンクを整備する、あるいは意欲ある教師 については兼職兼業を認めて、それを承認する、あるいは困窮家庭につい ては経済的な支援をするということです。三つ目は、地域クラブ活動への 移行に向けた環境整備についてです。まず、休日における地域の活動環境 を整備するということ、市町村や地域が運営団体となるよう、段階的に体 制の整備を進めるということ、令和5年度から令和7年度までの3か年を 改革推進期間として地域の実情に応じて可能な限り、移行の実現を目指す ということです。四つ目は大会等の在り方の見直しについてです。大きく 三つあり、地域クラブからの大会参加、例えば総合体育大会や新人戦など の公式大会に関しては、中体連が参加を承認し、着実に実施するというこ と、大会にはできるだけ教師が引率しない体制を整備すること、開催回数 を精選するなど、全国大会の在り方を見直すというようなことが国から示されました。県からは地域移行のガイドラインが出ておりませんので、北 茨城市としてこれに則りながら進めていきたいと思います。

議長

地域団体を作ってやっていくというということを申し上げておりますので、それで良いと思います。ただ、本日は総合教育会議ですから一連の在り方を考える必要があるためお伺いしましたが、それに沿って部活動の地域移行について事務局から報告、説明をお願いいたします。

学校教育課長

改めて説明させていただきます。部活動の地域移行のこれまでの経緯に ついて主なものを説明させていただきます。近年の部活動を取り巻く課題 として、一つ目は急速な少子化の進行によって単独チームが組めない、廃 部となる部活動が様々な地域で出現しているということです。二つ目は教 員の働き方改革の観点から、部活動の指導が教員の大きな負担になってい るということです。三つ目はこれまで部活動において、学校と地域との連 携が充分でないということが指摘されております。そうした状況の中で、 国ではスポーツ庁を中心に対応が進められてきました。令和4年6月6日 にはスポーツ庁から、令和4年度から令和7年度末までを休日の運動部活 動の地域移行に向けた改革集中期間とし、運動部活動の地域移行に関する 検討会に提言が発出され、一つ目として、休日の運動部活動から段階的に 地域に移行していくことの基本線が提示されました。二つ目として、それ を令和5年度から3年後の令和7年度末を目途に移行していくこと、三つ 目として、地域のスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動 機会の充実、四つ目として、地域のスポーツ団体等と学校との連携、協働 の推進が打ち出されました。後追いで文化庁から、文化部活動についても 運動部活動に準じた提言がなされたところです。さらには、平日の地域移 行につきましては休日の地域移行が完了した後に、段階的に進めていくこ とも示されております。その関連としまして、このことを包括的に示した 別紙資料2「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を後ほど御確認いた だければと思います。また、県からは「令和5年度は休日の部活動におい て、各中学校の少なくとも一つは地域移行をする。」との通知が出され、本 市ではそれに沿って豊田市長、豊田教育長の御指導のもと、北茨城市とし ての地域移行の実現に向けて市教育委員会が中心となって取り組んでい

きます。

次に北茨城市としてのこれまでの具体的な取り組みについて御説明い たします。これまで数度に渡る教育委員会内での協議、市長、副市長への 説明、3回の運動部活動の地域移行に関する検討委員会での協議を経て、 市としての方向性を探ってきたところです。現在、決定している北茨城市 の方向性についてお示しさせていただきます。一つ目は年度ごとの段階的 な移行目標です。令和5年度には各中学校の休日の運動部活動のうち少な くとも一つの部活動を地域に移行すること、令和6年度には各中学校の運 動部活動のうち、少なくとも半数の部活動を休日は地域に移行すること、 令和7年度には文化部も含めて各中学校の全ての部活動を試行的に休日 は地域移行すること、令和8年度には各中学校の全ての休日の部活動を完 全に地域に移行するということの目標を設定しました。二つ目は検討委員 会についてです。これまで第1回の検討委員会では各種団体該当者へ地域 移行に関する周知理解を図りました。同時に、立ち上げに向けた課題等の 意見徴取、協力団体等の情報共有を図りました。第2回の検討委員会では、 まず移行パターンの確認をしました。具体的には、総合スポーツクラブを 活用するなど、様々な移行パターンがある中、本市では少なくとも、立ち 上げから軌道に乗るまでは行政主導型で、教育委員会が事務局となって地 域のスポーツ団体等から指導者の協力を仰ぎながら、学校の枠を超えて同 じ種目で活動する拠点型、あるいは学校ごとに単独種目で活動するピンポ イント型を併用して進めます。1月18日に開催された第3回検討委員会 では、中学校側が希望する部活動と、受け入れ可能な団体との調整を図っ たうえで、市としての地域移行をする部活動の一応の決定をしたところで す。具体的には中郷中学校が女子卓球部、磯原中学校は体操部、常北中学 校は柔道部、関本中学校は男女ソフトテニス部を地域移行する部活動とし て想定しております。ただ、今後の調整により変更が生じる可能性がある こと、さらには、実際の移行時期をどの時期にするか、つまり、4月1日 から全て始めるということではなく、子どもたちにとって一番良い移行の タイミングを決定し、総合体育大会や新人戦が終わった後など、慎重に見 極めて対応していきたいと思います。

次に様々な課題とその対応についてです。まず、指導者の確保における 課題です。部活動の地域移行におきまして、最重要課題ともいえる指導者 の確保については、検討委員会の協議はもとより、市スポーツ少年団、市 スポーツ協会代表者、スポーツ推進委員連絡協議会との会議の場で、指導者の協力依頼をさせていただきました。その結果、12月16日現在、13団体から受け入れ可能との回答をいただいております。内訳としましてはサッカー少年団、バスケットボールクラブ、野球少年団、体操クラブ、柔道・剣道少年団等です。現在のところ、受け入れ団体及び、指導候補者の意向を丁寧に聞き取りながら地域移行において生じる課題の解決を図っているところです。今後さらに連携を深めながら、より良い指導体制を構築していきたいと思います。また、指導者が不足する場合には、教職員の兼職兼業許可を視野に入れながら柔軟に対応できるようにしていきたいと思っております。

次に、保護者、児童生徒への周知についての課題です。保護者への周知 についてですが、1月6日の市РТА連絡協議会の場で北茨城市として現 時点で決定している内容について説明を行いました。今後はPTA会長等 が各学校に持ち帰ってそれぞれの学校で周知をしていただく予定です。ま た、年明けに市教育委員会作成の「部活動地域移行に関するリーフレット 及びQ&A」を、現中学3年生を除く全小中学校の家庭に配付させていた だきました。これらをもとにして保護者の疑問に答えるとともに周知理解 を図ってまいります。さらに現小学6年生及びその保護者には3学期に実 施される新入生保護者説明会の場で、市教育委員会の担当者が直接出向い て説明を行う予定です。ほかにも全体的な意識を把握するために、今現在、 保護者と児童生徒対象のアンケート調査を実施しております。本日お配り した資料に結果が記載されておりますので御参照願います。1月17日現 在の主な内容を御説明させていただきます。まずは教職員のアンケート結 果です。25%の教員が兼職兼業により指導に携わりたいと考えている一 方で、地域移行してからは指導にあたりたくないと回答した割合が75% を超える結果となりました。国は令和7年度末までには、教職員は休日の 部活動の指導から切り離すことを明言しており、それらの方針が少なから ず影響していると推測されます。次に保護者の意識調査結果についてです が、半数近くの保護者が参加させたい意向を持っているものの、現時点で は判断に迷う保護者もそれ以上にいることが分かりました。この結果から も、今後あらゆる機会を通じて地域移行について周知していく必要がある と考えます。また、保護者の判断材料としては活動場所、参加費、指導者 に重点を置いたことが分かります。さらに、自由記述については多種多様

な御意見をいただきました。今後、要点を整理して移行措置に適切に反映 していきたいと考えております。

最後に児童生徒アンケートの結果についてですが、現時点では判断できないと回答した割合が最も高くなっております。保護者同様、児童生徒にしっかり分かるように、今後周知を図っていきたいと思います。

次に経費の負担に係る課題です。休日の活動については基本的には、従来の「学校の部活動」という捉えではなく、活動を希望する生徒が自ら費用を負担して地域のクラブ活動に参加するということで受益者負担が原則となります。おおよその経費については月額5,000円程度が想定されます。現状の部活動と比較しても保護者負担が増大することが容易に想像できます。北茨城市としましては、豊田市長のお考えで、生徒が地域移行した団体に参加するための費用や保険代については、保護者負担をなくす方向で検討を進めております。なお、補助対象や補助金額等については今後詳細を詰めていきます。

最後にその他の内容に触れて説明を終了させていただきます、一つは茨城県中学校体育連盟に関することです。まだ案の段階ですが、令和5年度の大会から、茨城県中学校体育連盟に認定されたスポーツ団体に所属している生徒は、自身がスポーツ団体での参加を希望し、適正に登録した場合は、スポーツ団体として公式大会に参加できる旨の提示がありました。ただしその場合には、在籍している学校の部活動からは二重に参加できないなどの細かな条件が付されております。市教育委員会としましても、今後正式な決定を待って、学校及び地域スポーツ団体に周知していきます。いずれにしても本市としましては、市長の北茨城方式で実施するとの御指示により、生徒にとって保護者にとって、学校や地域にとって何が一番良いかを常に考えながら部活動の地域移行に向けてまい進していきたいと思います。

議長

事務局の説明が終わりました。皆様の忌たんのない御意見を頂戴したいと思います。意見のある方は挙手をして発言をお願いいたします。

滝委員

私は現職時に茨城県中学校体育連盟に関わっていたので、発言させていただきます。まず、先ほど国の流れをお話しいただきましたが、概算要求から見ると4分の1程度にカットされてしまい、県の関係者も、煽るだけ

煽っていざとなったら階段を外されてしまったような感覚であると怒っ ておりました。今後どのようになるのか心配なところがありますが、文部 科学大臣も予算は削られたが無くなったわけではないということで、今後 期限を決めるのではなく、極力早い段階で移行していくという言葉もあっ たので、方向としては大きく変わっていないのだという感覚で聞いていた のですが、予算が厳しくなった中、北茨城方式ということで市長さんから、 先日の「はたちの集い」の時にも、保護者への負担については心配しなく て良いという一言をいただき、ほっとしているところです。やはり経済的 に困窮している家庭は部活動に参加できないということはあってはいけ ないと思います。誰も同じような条件で、やりたいことをできるというこ とを保障してほしいと思います。あと一つお願いしたいのですが、この検 討委員会のメンバーの中に市PTA連絡協議会長さんの名前がありまし た。次は小学校の保護者が会長になると思います。そうするとやはり中学 校のPTAとの関わりが心配だと市PTA連絡協議会長さんが心配して おりました。学校で抱えていた部活動を地域に移行すると、その時に指導 者を選定していくうえで厳しくなると思います。聞くところによると他市 町村では一度引き受けてくれたものの、具体的な説明をし始めたら断られ てしまったということがあったそうです。そういったことも予想すると、 北茨城市も何団体も引き受けてくれたからと安心するのではなく、最後の 詰めでひっくり返されることも考えられますので、そうなったときに一番 頼りになるのは中学校のPTAになってくるのではないかと思います。そ うするとメンバーは「市PTA連絡協議会長」ではなく、「各学校のPTA 会長」や「各学校のPTA代表」という形で複数名入れておくことが後々 のことを考えても必要なのではないかと思いました。できればお願いした いと思います。

議長ただいまの要望等についてはいかがでしょうか。

学校教育課長 只今の御意見等について回答させていただきます。まずは検討委員会の 構成メンバーについてですが、令和4年度の市PTA連絡協議会長は中郷 中学校の保護者ということもあり、ちょうど良かったのではないかという ことで委嘱させていただきました。ただ、令和5年度は小学校のPTA会

長が市PTA連絡協議会の会長になるということをお伺いしましたので、

それについては現PTA会長とも協議をしながら一番ふさわしい方を市PTA連絡協議会代表として委嘱させていただければと思っております。PTAがすごく頼りになるということはまさにそのとおりだと思います。今、日本全国見渡してみると、すでに地域移行を果たしている学校があります。その一つの学校としては、PTAが責任を持って、その部活動を休日見ているという地域もあります。ですから、あくまでも北茨城市は、地域の協力団体、指導者をあたって調整、お願いをさせていただいているところですが、色々な指導者の方が埋もれているはずだと思いますのでそういったところをしっかりとこちらもキャッチしながら適正に指導者をお願いしたいと思います。

議長

そのほか御意見等がございましたらお願いいたします。

渡邊委員

私も検討委員会のメンバーを見たときに、滝委員と同じようなことを思いました。ただ、検討委員会の構成メンバーが16名以内となっているのですが、これに中学校のPTA会長4名を入れるとオーバーしてしまうので、その辺は要綱を変える等を行い、PTA会長さんを入れるべきではないかと思いました。市PTA連絡協議会長さんも代表の方ですから、引続きお願いしたいと思います。これは1年ごとの委員なので、来年度変えることができるので、変えた方が良いと思います。

後の説明を聞いていて色々検討されていて、市としての進め方が分かったのですが、保険のことについて、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度との関連、さらには兼職兼業のことについて、本日いただいた資料では、先生方が指導にあたりたくないという回答が多いですが、文部科学省としては、教員が断った時には無理にはできないそうです。その辺を踏まえて進めていただければ問題ないと思いました。

議長

ただいまのお話についていかがでしょうか。

学校教育課長

保険について御説明させていただきます。先ほどの説明の中で、豊田市 長から十分な支援をするようお話があり、活動費と主に講師に対する報酬 の部分になるかと思いますが、加えて保険代、これについては市の方で保 護者の負担を求めないという豊田市長からの指示がございました。「休日 の部活動」という表現をしましたが、休日に関しては部活動ではなく「地域クラブ活動」になり、希望する生徒が希望する活動をするため、学校の活動ではないことから、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は学校管理下での怪我等が対象のため、適用されません。ですから新たに保険に入る必要があります。そのための市からの援助ということになります。ですからあくまでも「部活動」ではなく、「地域クラブ活動」であるということを今後さらに詰めていきたいと思います。

兼職兼業についてですが、令和5年度から令和7年度末までが3年間の移行期間になります。令和5年度は例えば中郷中学校であれば女子卓球部のみが地域移行されます。そうすると、女子卓球部以外の部活動は普通の部活動で休日も部活動として活動します。もちろん教員が指導することが原則です。ただし、女子卓球部のみ、休日の部活動に関しては地域の活動を行い、基本的に教員は関わらないことになります。そうすると、ある先生たちは今までどおり休日出勤して部活動の指導をしている、地域移行した部活動は地域の指導者から指導を受けるので先生は出なくて良い、不公平と思われてしまうことがもしかしたらあるかもしれません。今後3年間で段階的に移行していくので、そういったことが起こり得ます。ある部活動はずっと休日も教員が指導している、ある部活動は地域にお任せする、そういったことがあるのですが、これはこれから丁寧に各学校の教員には説明させていただき、理解を得たいと思います。子どものためにということで御理解いただきたい旨を説明していきたいと思います。

最後に、指導者が足りません。急にこのような流れになったため足りない分は現教員の力を借りるしかありません。そのためには公務員なので兼職兼業届を出して、認められなければいけません。今のところ令和5年度は2人が兼職兼業をするようになるのではないかと想定しておりますので、移行期に関しましては少なくとも指導者が十分でないところは教員の兼職兼業でカバーしていくことは十分にあり得ます。

議長 難しいですね。

学校教育課長 すみません。

議長
私は富士ケ丘の山小屋小学校で習ったのですが、NHKの全国大会で山

小屋小学校が1位になりました。というのは先生方の指導があってそういった結果になったと思います。文化にしてもスポーツにしても、関本中学校でなぜバドミントン部が良いのでしょうか。教える先生が上手だから良いのだと思います。なぜ中郷中学校の駅伝が良いのかというのもあると思います。そういうものは忘れてはいけないと思います。75%の教員は指導にあたりたくないとの回答だったので、25%の教員たちに良く話をしていただき、地域移行するにしてもやはり1、2年は先生方に頑張ってもらうしかないと私は思います。

総合的にお聞きしたいのですが、経費はたいしたことないだろうと思っておりましたので、いくらでも良いから使って良いと私は言っていますが、経費というのはどのくらいかかるのでしょうか。今回はどのくらい予算要求しているのでしょうか。

教育部長

令和5年度の当初予算要求では約150万円です。

議長

令和6年度はどのような予定でしょうか。

教育部長

令和6年度ですと、各中学校のうち、半分の部活動を地域に移行するとなりますと年間1,100万円で、令和7年度にすべての部活動が地域移行しますと、保護者の負担額を月5,000円とすると、約2,300万円になると考えております。今一番問題になっているのは子どもたちの輸送費等が発生するのではないかということなのですが、この金額には含まれておりません。

議長

文部科学省と県はやるように言っているし、今度はできなくなったと言っていました。市長会が説明しに来たときにはやるように言っていて、今度は待って欲しいというお話でした。そんなこと聞いていられないです。小学5年生は6年生になり、そして中学生、高校生になってしまいますので、早く決めてほしいと言いましたが、北茨城市では北茨城市なりのやり方でやるので結構だと言いました。文部科学省からはどのくらいの予算を獲得できるのでしょうか。

教育部長

令和5年度に要求した150万円というのは指導者の報酬のみなので

すが、国と県としては3分の1ずつの負担を考えているようです。ただ、 保険代等にはそういった手立てはないようです。

議長

そのほか御意見等はございますか。鈴木(千)委員さんは現役の保護者としていかがでしょうか。

鈴木(千)委員 保護者として思ったのは子どもたちが休日は地域に移行する、そこで教師ではない人から指導を受けたときに、何か苦痛を感じたときには誰がどのように対応してくれるのだろうという不安はあります。教師の方は勉強されて教員になっておりますので、例えば罵声を浴びせられたといったこと等に対する対応がしっかり整っているということを保護者が理解できれば、参加させたいという回答はもう少し増えるのではないかと思います。不安があるのではないかと感じております。

議長

子どもたちは先生方を信用していると思います。指導員が誰なのか分からないのに指導されたら不安だと思います。しかしそれをやらないと働き方改革が進んでいかないからそういうことに対して協力してほしいということです。だから指導員を選ぶことは難しいと思います。子どもたちは毎日先生方と接しておりますので、先生方からの指導の方が私は嬉しいと思います。だから25%の先生方たちにはお願いをしたり、指導員を作り上げたりすることが非常に難しいのではないかと思っております。

滝委員

今のお話のとおりだと思います。先生方は経験したことの無い種目の部活動の顧問になる場合があります。ですが先生になると、部活動はこのようなものだということを市教育委員会や県等からしっかりと指導され、してはいけないこと、事故が起きたときの対応方法など、たくさんの研修会が度重なってやっと一人前になります。何かトラブルがあったときも担任の先生や学年の先生と連絡を取ることができます。学校内での連携は素晴らしいと私も改めて思います。そのような連携や専門的な知識を得るための研修等を行うことで部活動の指導者になるのですが、今回、地域に移行されるとなると、そのスポーツ等の技術的な分野では能力が高い人がいたり、当然知識もありますが、やはりそのほかの心の教育や、怪我等が発生した時の対応、保護者への対応や、トラブルが発生したりしたときに直接

保護者から連絡が来ます。学校に来る場合もありますが、校長あてに連絡がきたり、教育委員会に連絡が来たり、そのようなことを総合して部活動の指導にあたれるのですが、これからは直接地域の指導者にそういった連絡が来ますので、そういったことを考えると、ゆくゆくは2年、3年かけて新しい指導者、地域の組織へ十分な研修会を計画的に開催する必要があるのではないかと思います。報酬を支払うだけではなくそういったことも大事にしていただきたいと思います。

教育長

関連ですが、昨日の第3回検討委員会にもそういった様々な課題が出されました。トラブルについては様々なことが想定されますが、おそらく皆無ではないと思います。その中で、休日の部活動の地域移行の導入前に指導者に研修をしていかなければならないのですが、導入されても定期的に情報交換をもったり、そういった子どもたちへの対応方法についても研修を行っていったりしなければならないのではないかと思いました。それはトータル的に事務局である市教育委員会においても積極的に取り組んでいかなければならない業務の一つではないかと思います。

子どもたちや保護者からの様々なアンケート結果の中で課題的なものが多く書かれていたときに、このことについて、やはり多くの子どもたちや保護者も不安に思っていると思います。来年はどうなのか、再来年はどうなのか、3年後はどうなのか、全体像を示しながら一年一年取り組んでいかなければなりません。多くの保護者の皆様は令和5年度からすべての部活動が地域に移行されていくのではないかというような考えをお持ちなのではないかということもありますので、御意見につきましては真摯に一つ一つ対応していかなければならないと思います。

議長

技術面や精神的な心の問題も含めてという提言だと思います。それと私が気になったことは、市長が出すから安心しろという風に聞こえたことです。そういう意味ではないので、結果的には出さなければなりませんが、その前に、ここの部分については例えば検討委員会で市長にお願いする、教育委員会にお願いする、そのように持ってきてくれた方がやりやすいです。何でも市長がやると思っていると、私が死んだら困ってしまうと思います。33市町村の市長は反対でした。ですが、反対したら自分たちで地域に移行させなければいけないから自分で出すと言っただけで、詳細につ

いてはこれからだと思います。それを市長が出すから安心しろと言われてしまうとこちらも困ります。そうではなく、これは本当に皆さんで文部科学省の考え方を伝えてほしいです。ですが、生活困窮者や様々な方がおりますので、その方々でスポーツや文化をできなくするのは忍びないわけですから、最終的には出しますということで理解していただければ本望です。いかがでしょうか。様々な意見について皆様方が素晴らしい御意見を言ってくださっておりますので、学校教育課では十二分に検討委員会で検討してもらいたいと思います。

鈴木(君)委員 あくまでも子どもたちのことを考えて検討委員会を進めていただきた いと思います。

議長

なぜ私が出すのかというと、茨城県で十分な説明が無いまま反対していたからです。しかし、自分で改めて考えたところ、言った手前上、北茨城市は見事に地域移行に進みたい、そのためには財源だろう、財源は私がなんとかする、そういう意味です。自分で言葉を発してしまったから、これは責任を取らなければいけないということです。でも現実問題としたら3分の1が国からの補助事業で、それを受けてやるということですから、何でも市長がやるということではおかしくなってしまいます。

教育長 慎重に対応していきます。

議長

保険等は市でやるでしょうから、そういうことについては当然、生活困 窮者は大変だから市で出すというのはおかしいです。それは結果的にそう なるということは理解しております。

それでは、ただ今の提案を踏まえて、部活動の地域移行については慎重 を期して令和7年度までには完了するように努力を重ねてください。お願 いいたします。

協議事項(2)学校の2学期制について

議長 続きまして、(2)学校の2学期制について、事務局から説明をお願いし

ます。

学校教育課長

それでは本市における2学期制移行に関する概要について説明させていただきます。最初に、2学期制を導入している茨城県内の自治体についてですが、令和4年4月1日時点で44市町村中、44.3%にあたる19市町に導入されております。詳細は別紙資料1をご確認ください。ちなみに県北4市では唯一、常陸太田市が2年間の試行期間を経て令和4年度から2学期制を正式に導入しております。

次に、令和4年度以前の北茨城市における2学期制移行に係る経緯についてです。資料にあるとおり、令和3年12月に市学校長会から、市教育委員会に対して、2学期制移行を要望する発意が示されました。その取り扱いについては年度途中の性急な発意であり、関係者への周知理解が不十分という判断から、令和4年度に継続協議を行うことになりました。

次に2学期制への移行のねらいについてですが、一つ目は教職員が児童 生徒と向き合う時間が確保でき、長い学期を見通して連続した学びが保障 できること、二つ目はウィズコロナの視点から、学校行事の見直しや延期 等の変更に柔軟に対応しやすくなること、三つ目は教職員の働き方改革の 視点から、夏季休業日を縮減し、授業日に振り替えることで、5時間授業 を週あたり1回増やすことができること、以上三つが主なねらい、目的と なります。時間的なゆとりを生み出す考え方をさらに具体的に説明させて いただきます。3学期制から2学期制に変更することで、始業式と終業式 が1回ずつ削減され、儀式的行事に充てていた各3時間、合計6時間を授 業に振り替えることができます。また、夏休みの5日間程度を仮に授業日 とした場合、1日6時間×5日間の計30時間の授業時間を確保すること ができます。学校の教育課程は年間35週として取り扱いますが、新たに 生み出された36時間程度の授業時間を各週に振り分けた場合、週あたり 元々予定されていた授業時間を1時間減じることができる計算となりま す。すなわち、週あたり5時間授業の日が1日増えるということに繋がり ます。

次に2学期制の学期の期間についてです。要綱にあるとおり、1年間を 前期と後期に分け、学期の区切りをスポーツの日を含む3連休とするのが 一般的な考え方です。

次に、検討組織についてですが、市学校長会メンバー5人と、市教育委

員会の担当者1人の計6人でこれまで検討を重ねてまいりました。

次に、2学期制移行に係る令和4年度の取り組み及び令和5年度の予定についてですが、令和4年度はこれまで市学校長会、市教育委員会合同の検討委員会を3回開催し、2学期制導入に向けた骨子を作成したり、保護者向けの説明資料を作成したりしてきました。また、教職員及び保護者の意識調査を行い、2学期制移行の基礎となる情報収集を行い、導入の是非について慎重に検討してまいりました。また、市議会におきましては、9月の第3回定例会や、文教厚生委員会で答弁し、議会に対して説明責任を果たしてきたところです。定例教育委員会におきましても進捗状況についてその都度説明し、課題等について御意見を頂戴してきたところです。この後のアンケート調査結果のところで詳細について説明いたしますが、令和5年度については11月の定例校長会において令和5年度も3学期制を継続するという結論に至りました。

次に2学期制移行の可否に大きく関わるアンケート調査の結果につい て御説明いたします。別紙資料3、4が学期制についてのアンケート調査 結果です。本アンケートは令和4年10月7日から17日までを調査期間 とし、GoogleフォームによるWEB調査で実施しました。また、保 護者には2学期制へ移行するねらい、2学期制の概要、2学期制導入に向 けて予想される課題について説明した文書を併せて添付させていただき ました。質問内容としましては、主に2学期制を実施した際の影響に関す る問い、2学期制の是非に関する問い、自由記述です。詳細につきまして は後ほど御確認願います。別紙資料4をご覧ください。これは11月30 日付けで調査結果の主なものを抜粋して、教職員及び保護者に周知した文 書です。一つ目としまして、望ましい学期制の考え方については「2学期 制が望ましい」、「どちらかといえば2学期制が望ましい」と回答した教職 員の割合が93.3%、保護者が70.3%となっており、おおむね2学期 制の導入については、教職員、保護者ともに肯定的に捉えていることが分 かります。二つ目としまして、望ましい学期を考えるのに重視したことに ついては教職員の1位が教員の業務負担、2位が通知表の回数、3位が授 業時間数の確保となっています。一方で、保護者の1位が授業時間数の確 保、2位が学習の連続性、3位が子どもと向き合う時間の確保となってい ます。教職員は働き方改革の視点で、保護者は学習の充実に関する視点で 回答していることが伺えます。また、回収率につきましては、教職員が8

5.9%、保護者が50.0%となっており、想定していた数値を大きく下 回るものとなりました。次に保護者の自由記述についてです。保護者の自 由記述については大きく4つの内容に分類できます。一つ目は夏休みの持 ち方に関すること、二つ目は学習評価に関すること、三つ目は2学期制の メリット・デメリットに関すること、四つ目は教員の働き方改革に関する ことです。夏休みの持ち方に関することの主な意見としましては、夏休み に授業日を設けるとなると、熱中症の危険性が増すことが考えられる、宿 題の量がどう変わるのか伺いたい、親は子どもと一緒に過ごす夏休みに楽 しみにしているので反対である、夏休みの期間も含めて年間の予定を知り たい、夏休みが短縮されることは、共働き家庭にとってはありがたい。次 に学習評価に関することの主な意見としましては、低学年のうちは評価の 回数が多い方が子供の学習状況が分かりやすい、つまり、3学期制であれ ば3回通知表がもらえ、2学期制になると2回しかもらえないということ です。中間テスト、期末テストの持ち方はどうなるのか、長期休業前に一 定の学習評価が欲しい、課題を長期休業中に改善できるから、私立高校の 受験の調査書の評価は9月末の前期の評価を活用することになるのでし ょうか、通知表に代わる学習評価方法があるという、面談を増やすことも 必要である、次に2学期制のメリット・デメリットに関することの主な意 見としましては、2学期制のメリット・デメリットについて具体的な記述 が乏しい、他地区で2学期制を導入している市の状況を知りたい、教職員 の働き方改革に関する主な意見としては、児童生徒と教員ともにゆとりが できることで授業の質の向上や、子どもと向き合う時間の確保に繋がると 思われる、5時間授業が増えると共働き家庭では、子どもが一人で過ごす 時間が増えてしまい不安である、教職員の負担軽減であれば、そのことを もっとしっかり周知した方が良い、ということが出ております。

御説明した2学期制に関するアンケート調査の結果を踏まえまして、市教育委員会と市学校長会との合同で令和5年度の学期制の取り扱いについて協議を行いました。結論としましては、令和5年度は3学期制を継続するという結論に至りました。そのことについては別紙資料4のとおり、11月30日付けで教職員、保護者に通知させていただきました。その理由について三点申し上げます。一点目は回収率の問題です。特に保護者の回収率は50%と、半数の保護者の意向しか反映されておらず、調査結果に対して十分に納得が得られにくいことがあげられます。想定する回収率

は教職員が100%、保護者が70%以上必要であると考えます。二点目は2学期制に対する保護者の理解が十分ではないということです。導入に関しては肯定的な意見が多くありましたが、特に自由記述にあった4つの文面については分からない、不安であるという意見も一定数あり、そうした疑問に対してはあらゆる機会を通じて保護者や地域に周知し、保護者から十分な理解が得られるよう努力することが必要であると判断しました。そのためには十分な時間が必要であり、令和5年度のスタートの時点で2学期制を施行することは困難であると結論づけました。三点目はこの決定をした時期は学校にとっては来年度の教育計画を立案しなければならず、来年度の学期制の判断を急ぐ必要があったからということであります。

最後に課題と対応含めて令和4年度から令和5年度にかけての予定を申し上げます。今後各学校において2学期制移行に関する現状を確認するとともに、保護者に対しての周知理解を図る方法について検討してまいります。3学期中には検討委員会から、教職員、保護者に疑問に対してQ&Aの形式の分かりやすい説明シートを配布し、周知を図る予定です。引き続き、保護者の理解を深めるために、令和4年度中から学校と市教育委員会が連携して、様々な機会を通じて2学期制に関する周知理解を図っていく予定です。それらを積み重ねたうえで再度、令和5年9月にアンケート調査を実施し、その結果を基に令和6年度の学期制について慎重に判断をする予定です。

議長 これは令和5年度の1年をかけて2学期制にするというように聞こえ たのですが、そうでしょうか。

学校教育課長 そうではありません。

議長 違うのですか。そう聞こえたのですが。

学校教育課長 令和5年度一年かけてしっかり検討して判断する形になります。

議長 2学期制が良いと市教育委員会では思っているから先ほどのように説明したのではないのでしょうか。

教育長

説明を聞くとそのような捉え方をされがちですが、真意はそうではなく、2学期制について保護者、子どもたち、教職員への周知徹底がなされていなかった。そこが大きな課題だということです。その課題を克服するために、今から令和5年9月あたりを目途にして取り組み、9月の時点で再度アンケート調査を行い、そのもとで判断していきましょうというのが計画です。

先ほどの部活動の地域移行もこの2学期制もそうですが、新しいものへの挑戦というのは、だれしも不安に思うし、疑問に思う事がたくさんあるかと思います。その中で大事なのがやはり、理解をしていただく、周知をしていくということが大きな課題として残っていることなのではないかと思います。分かっていると思っていても、分かってもらえていないというのが現状なのではないかと思います。

二つとも子どもを中心に据えてやっていくべきことなのですが、その背景にあるのが働き方改革というのがどうしてもついてきてしまいます。その働き方改革が前面に出ているということが大きな弊害になっているのではないかと思います。真意は少子化、運動が出来る環境、または、子どもとふれあう時間の確保、教職員の指導力の向上と、そういうことなのですが、なかなかそこが見えないのでそこを強調して理解をしていただくことに努めなくてはならないのではないかと思っております。先ほどの説明もそのような根底にあっての説明をしたということなのですが、2学期制ありきではない、ということで御理解いただければと思います。

議長

9月に会議を開いておおむね大筋は決めて行きたいということですね。 そのためには2学期制が良いから2学期制移行への議論をするのではないかと思いますが違うのでしょうか。私は3学期でやってきました。そうは言っても働き方改革があるし、昔は何時間でも働かされましたからそういう意味合いでなっていくのだと思いますが、その背景にあるのは分かるのですが、「2学期制が良い」としか聞こえません。そのための議論を重ねていって9月までに結論を出したいということではないのでしょうか。

学校教育課長 そのとおりです。

議長 そうですよね。市教育委員会内で2学期制は良いか3学期制が良いかの

議論をしているわけではないですよね。市教育委員会としては2学期制が 良いとほとんどの方が思っているのではないでしょうか。学校教育課長は そう思っているのだと思いますが、ほかの人たちの中で2学期制が悪いと 思っている人は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議長

誰もいないですよね。つまり2学期制が良いとしか聞こえません。校長 先生もそう思っていると思います。これは大きな問題だと思います。2学 期制に移行するための議題なのではないのでしょうか。

教育長

ただ、2学期制に移行するにしてもそれまでのプロセスをきちんと踏ま えていきましょうということです。

議長

それは当たり前です。3学期制から2学期制にするのですから、それまでに保護者の皆様方に理解をしてもらう、働き方改革もあるという事も踏まえて理解してもらう。今日職員の93.3%、保護者の70.3%が「2学期制が望ましい」と回答していたのであればその意向に沿っていくのではないでしょうか。3学期のことを悪く捉える人もいないのではないでしょうか。

学校教育課長

3学期制ですと評価が3回ありますが、2学期制だと2回、3学期制はきめ細かな評価ができるので、3学期制が良いという人ももちろんいます。それから、その評価を普段の中でどのようにしていくか、そういったことをしっかりしたうえで2学期制にするのであればそこはそこでカバーしていくという、そういったところも実際にあります。3学期制も良いところはたくさんあります。

議長

事務局で2学期制が良いだろうということのニュアンスがあるとすれば、簡単に言うと、保護者の方々に理解してもらうためにたくさん議論を重ねていきましょう、プロセスを作っていきましょうというだけではないのでしょうか。3学期制は廃止して2学期制に移行していくということに9月になる、という議題だと思いますので。

渡邊委員

2学期制が話に出てきた際に、アンケートを取ってそのあとスムーズにいくのではないかと予想を立てていたのではないかと思います。ところが、保護者から色々な意見が出てきた、茨城県でも半数近いですが、県南の一部など、地域ごとですよね。全国を見ても2学期制に移行したが、3学期制に戻すというところもあるそうです。色々調べていくと、2学期制に移行するためのうまくいくケースがインターネットに掲載されておりました。ということはそれなりにうまく進まないと懸念されているのではないかと思いました。

議長 鈴木(千)委員さんからは何か御意見等はございますか。

鈴木(千)委員 私も今おっしゃったことと同じ気持ちでした。働き方改革としか保護者 としては受け取れないです。

議長 でも、働き方改革をするための改革ですからそれはそう思ってもらって 良いと思います。働き方改革があるから2学期制が良いということですよ ね。

渡邊委員 保護者にとっては我が子のことなので、2学期制が子どもたちのためではなく、先生方のためになってしまうのは。

議長 2学期制にしても3学期制にしてもやることはたいして変わりないと 思います。

私は次の日の資料を朝に読むようにしています。そのほうが頭に入ります。つまり、長時間仕事をしていると疲れてしまい、頭に入りません。働き方改革というのは日本国での素晴らしいことであると理解しております。そのために若干の不便は理解しなくてはいけないと思います。先生がいなくなってしまったら大変です。病気になる先生方も結構多いそうです。ですから、働き方改革があるから2学期制が良いということになれば分かりやすいのではないのでしょうか。保護者の方々は、「先生方の事ばかり考えているのではないか」とは思わないと思います。全国規模で働き方を直しましょうということで、2学期制に移行するのではないのですか。

鈴木(君)委員 先生方がはつらつとキラキラとしなくなってしまったそうです。それは 働く時間が多いからなのか、そこらへんは分からないのですが。

議長 先生方が働きすぎているから頭がぼーっとなってくるのだと思います。 私は夜遅くまで仕事をすることがありますが、その日に資料は読まず、次 の日に読んだ方が頭に入ります。

鈴木(君)委員 2学期制に移行することによって先生方の負担も軽減され、子どもたちとふれあう時間も増えて、学力の向上に繋がったり、豊かな心を育むということに繋ったりするのであれば、私は2学期制に移行した方が良いのではないか思います。

議長 2学期制にするか3学期制にするのか私は分かりません。ですから教育 委員会にお任せするしかありません。専門的にやってくださいと言うしか ありません。3学期制が良いということであれば3学期制で私は理解しま すし、2学期制にするのであればそう理解します。結論から言ってくださ い。教育長がおっしゃるようにプロセスが必要でしょうか。私はいらない と思います。極論ですが。

教育長 令和5年9月あたりに結論を出す計画です。

議長 2学期制に移行すると思います。

教育長 万が一、2学期制に賛成する方が多い時であっても、試行として2年間 はやる考えもあります。

議長 試行期間の子どもたちは困ってしまいます。試行期間に被った子どもたちはかわいそうです。試行は考えず、正しいと思ったらそのやり方で教育委員会には進めてもらいたいです。2学期制に移行したほうが良いという結論が出たら、それに向けて努力していき、3学期制が良いとなれば3学期制にする。そのくらい、改革というのは痛みもあります。それは理解してもらわなければなりません。その大きな眼目が働き方改革ですよね。私

には2学期制なんて考えられません。私の年代からすると、2学期制は経験していないので3学期制の方が良いに決まっています。これは教育委員会の問題です。今回の総合教育会議の議題ではありますが、議決は教育委員会にお任せしますので、教育長が心配しているように保護者の皆様方が前向きに理解をしてもらうような努力が必要だと感じました。ですから2学期制にするのであれば今以上の努力が大切であるということを事例を示しながら話をして理解を求めていく、それから先ほど渡邊委員がおっしゃった、2学期制を試行して3学期制に戻したというのは一番いけないことだと思いますので検討のほどよろしくお願いいたします。

協議事項(3)学校給食の無償化について

議長事務局から説明をお願いします。

学校給食 センター所長

学校給食の無償化について御説明いたします。現在給食費は小学生4,300円、中学生4,800円となっておりますが、令和2年度に500円を値上げしてその値上げ分を補助しておりますので令和2年度は小学生3,800円、中学生4,300円を負担していただいておりました。令和3・4年度は、小学生には引続き500円の補助をし、中学生を無償化としました。また、北茨城特別支援学校へ通学する市内在住の中学部の生徒へも補助をしました。令和5年度につきましては、段階的な無償化を考え、小学4・5・6年生として計上いたしました。試算につきましてはお手元の表になっております。

議長

私は4年前に街頭で4年間で必ず無償化にすると言い、市長選に立候補して、支援をいただきました。4年経つのでやらなければいけないと思い、教育長、教育部長に話し、やることにしたのですが、これに御意見のある方はいらっしゃいますか。

完全無償化で1億3,238万3,800円がかかるということでしょうか。私は1億5,000万円から1億8,000万円くらいではないかと思っていたのですが、金額が低いのはどうしてでしょうか。

学校給食 児童生徒数が減ってきて、予算額が1,000万円ずつ年間減ってきてセンター所長 おります。令和4年度は500円を負担してだいたい962万5,000円を小学生分として補助しております。

議長 一番良いのは完全無償化ですよね。

学校給食 はい。

センター所長

教育部長 令和5年度の当初予算要求では段階的な無償化ということで、9,64 9万2,000円を計上しております。

議長 小学生も完全無償化にするとなれば4,732万1,000円増えると いうことですか。

教育部長そうしますと、3,589万2,000円が加わり、1億3,238万4,000円かかる計算です。

議長 完全無償化である1億3,238万4,000円でやったほうが良いのではないのでしょうか。

学校給食 はい。

センター所長

議長お金を準備すれば良いのですね。

学校給食 よろしくお願いいたします。 センター所長

議長 そうすると、例えば6月に市長選がありますので、私が落選しても予算が付きますよね。そのほうが安全でなないでしょうか。市民と約束できますし。これは御意見無いですよね。昨日財政課で調整をしたのですが、全額無償化するようになっています。ただ、3月の議会で急に言うよりはこ

の総合教育会議の場で皆様方にお話した方が良いだろうと思いましたの で今回お話しました。議会が通らないということはあり得ないと思いま す。今まで21年間市長をやってきましたが、否決されたことは一つもあ りませんので自信を持って大丈夫だと言えますが、これをやっていくため に一つ教育委員会の事務局にお願いしたいのですが、7,800万増える わけですから、縮減できるところは縮減して、財政課と協議していただき たいと思います。お願いいたします。

教育部長 はい。今後協議を進めてまいります。

議長 基本的にはそのような姿勢でいって、2月が最終段階ですので私の心は 変わりませんのでお願いしたいと思います。

4 報告(1)学校給食における食物アレルギー対応食の提供について

議長 続きまして、報告(1)学校給食における食物アレルギー対応食の提供 について、事務局から説明をお願いします。

学校給食

令和4年11月18日付け、教育委員会から学校給食センター運営委員 センター所長 会へ諮問されました、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに ついて、12月21日運営委員会が開催され、答申をいただきましたので この場をお借りして報告いたします。

(答申書を朗読)

アレルギー対応食の提供開始時期につきまして、令和5年9月となりま した。こちらは、学校長会、プロジェクトチームからの申し出で、食物ア レルギー対応は、命に関わることであり、また対象児童生徒の心理的な負 担も十分考慮しなければならない。年度始めは教職員や配膳に関わる人員 の異動等で非常に多忙な時期であり、児童生徒も新しい環境の中で心理的 ストレスを感じる時期でもある。その中で初めての対応を行うことは、ヒ ューマンエラーやストレスを起こすリスクがある。そのため、夏季休業中 に職員研修等を実施した上で全教職員がマニュアルを理解し、児童生徒と ともに十分に準備や理解が整ってからの開始が望ましいのではないかと

考える。準備体制を整えてから開始することで、除去食提供を受ける児童 生徒の保護者も安心して学校に送り出すことができると思われる。以後、 給食センターと学校の連携を図り、研修等を通して除去食対応が市内小中 学校教職員に周知されれば、令和6年以降は4月からでも継続できると考 える。との意見から決定しております。

議長 報告ですので御意見等は無いと思いますが、この食物アレルギーの人は 何人いるのでしょうか。

学校給食 アレルギーは44人いるのですが、卵のみの除去としたいので、現在対センター所長 象者は1人です。

議長 今回、予算を要求しておりましたがこれは1人分ではないですよね。

学校給食 何人分作っても同じです。

センター所長

議長 400万ほど予算要求していましたよね。

学校給食 1人分作っても10人分作っても同じ費用がかかります。それだけの人 センター所長 員が必要となるためです。

議長 1人なのに400万円もかかるのですか。

学校給食 はい。やはり安全を確保するということで、別の部屋で調理員3人が調センター所長 理をするためそのような費用がかかります。

議長 1人だけなのですよね。

学校給食 今のところ1人です。

センター所長

議長 調理員を3人雇用するのですか。効率のことは言いたくはないのです

が、それにしても言いたくなります。生徒に30万円支給した方が良いのではないのでしょうか。その子どもたちの保護者にとってもうれしいと思います。それではいけないのでしょうか。

学校給食 卵のみとなると1人なのですが、今後拡大していく予定ではあります。 センター所長 しかし、現在文部科学省でも危険との理由から除去食はあまり勧めており ません。日立市も1人しかいないということです。

議長 500万円近いお金を1人のためにかけるのであれば、お弁当代として 補助をしたほうが良いと思います。

学校給食 やはり皆さんと同じ給食を食べさせてあげたいです。 センター所長

議長 みんなの給食には卵が入っているのに、その子の給食には卵が入らない のですよね。なぜ3人も調理員が必要なのでしょうか。

学校給食 命に関わることであるため別の部屋で調理を行うためです。 センター所長

議長 命に関わることであれば、保護者と相談して30万円をあげてこれでお 弁当を持参するようにしたほうが本質的ではないでしょうか。

学校給食 はい。 センター所長

議長 それではいけないのでしょうか、教育長。

教育長 安心安全が基本です。今後検討するとともに、新たに4月に食物アレル ギー調査を行います。

学校給食 先日の就学時健診の中で入っていますのでその中から学校で抜粋して センター所長 アレルギーを持つ子はそこから細かくやっていくような感じです。これは 今までも行っています。

議長 令和4年度にはどのくらい食物アレルギー対応食に費用が掛かったの

でしょうか。

学校給食 令和4年度は実施しておりません。

センター所長

教育長 食物アレルギー対応マニュアルを今回作成したので、令和5年度からこ

のマニュアルで実施していくということです。

のですか。

教育長 当日の献立に、食物アレルギーに該当する食材があるときはお弁当を用

意していただきました。

議長お弁当代に対して補助をする方が保護者は喜ぶのではないでしょうか。

家庭で準備したお弁当だから安心して食べられるし、そして補助金が貰える。調理員3人も雇う必要は無いのではないでしょうか。令和5年度にな

ってから急に20人や50人になることはありえないと思います。今アレ

ルギーを持つ子がお弁当を持ってきているとすれば補助金をあげるから

それで引き続きお弁当を作るようにするのも一つの方法ではないでしょ

うか。部長、それではだめでしょうか。

教育部長 学校給食センターの建設時に、食物アレルギーの除去室を作ってしまい

ました。

議長作ったからやらなければならないというのは変だと思います。

教育部長 康子議員がおっしゃっておりました。

議長 康子議員が言おうと何しようとそうではないと思います。そういうこと

を平気で予算化するということが私は許せません。勉強したほうが良いと思います。保護者は安心できないと思います。それなら家庭でお弁当を作り、補助金をもらった方が改革になるのではないでしょうか。除去室を作ったからやるというのはおかしいです。予算要求するのは良いですが、要求された側はそう思ってしまいます。お弁当を引き続き用意していただき、その補助をするというのではだめでしょうか。

学校給食

アレルギーを持つ44人は色々なお子さんがいます。

センター所長

議長

色々なお子さんがいると思いますが、保護者は自分の子どものことは分かっていると思います。だからお弁当を持ってきているのだと思います。

学校給食センター所長

弁当を持参して対応する子どもと、給食の中でアレルギーのものだけ取り除いて食べる子どもがいて、様々な対応をしています。保護者に詳細な献立をお渡しし、アレルギーが酷い子どもの保護者はそれを見て、お弁当を持たせています。あとはアレルギーの物を自分で取り除いて食べる子どももいます。

議長

除去室を作ったからやるのではなく、今までどおりお弁当を持参していただき、それに補助金をあげたほうが効率的ではないでしょうか。本人もそのほうが喜ぶし、安心ではないでしょうか。

学校給食 その1名の保護者にアレルギー除去食の提供を受けるかどうかを聞い センター所長 ていない状況です。

議長

なぜ、予算要求したのでしょうか。1名だけだとするとそのために400万円をかけるというのは命に関わる問題であるのは分かりますが、効率良くお互いが良ければ良いのではないでしょうか。保護者は子どもの管理ができています。働き方改革にお金がかかるので考えていただきたいです。

教育部長 該当者が1人となった時にそのような話になることは予想していまし

た。

議長

100名もいるのであれば話は別です。でも管理上もその方が良いと思います。保護者もその方が喜ぶと思います。いかがでしょうか。

教育部長

もう少し話を詰めていきます。ただこれは、9月から始めた場合で40 0万円なのですが、4月から始めるとなると800万円程度かかります。

議長

1人のために800万円もかかるのですか。なぜ9月からなのですか。

教育長

1学期の間は年度始めということもあり、今回作成したマニュアルを施行するためには十分な条件が揃っていないため、2学期が始まる9月から除去食を始めるので、9月からの分を予算計上しております。

議長

8月いっぱいまでやらないのであればそのままやらなくて良いのではないのでしょうか。1人のために年間800万円もかかるのであれば別の方法を考えるべきではないでしょうか。強引すぎるかもしれませんが、こういうことを考えて予算を作るのではないのでしょうか。約30年も勤務していて分からないのはおかしいと思います。皆様方はどう思いますか。

教育長

検討していきます。

議長

家庭でお弁当を作っていただくことを2年3年継続していただき、それ に補助金を出すことがなぜ悪いのでしょうか。検討していただきたいと思 います。

教育長

検討してまいります。

議長

よろしくお願いいたします。

5 閉会 午後3時30分

議長以上を持ちまして、本日の議題と報告は終了です。その他につきまして

何かございましたらお願いいたします。

(質問等無し)

議長無いようですので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 以上を持ちまして令和4年度第1回総合教育会議を閉会します。お疲れ

様でした。